

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成31年3月8日（金）午後2時から午後4時00分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 田中伸一（津地方裁判所刑事部裁判官）

裁判官 多見谷寿郎（津地方裁判所長）

裁判官 樋口瑠惟（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 辻雄介（津地方検察庁検事）

弁護士 下井良基（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～8番 8人

4 議事概要

（司会）

まず最初に裁判員経験者の皆様に、どのような事件を担当されたかを簡単に御紹介いただければと思います。その後、審理の内容について、例えば冒頭陳述、証拠調べ、論告・弁論といった手続の流れに即して、それぞれの段階で皆様の方でお気づきになった点などの御意見を頂きたいと思います。また評議についても御意見を伺いたいと思います。本日出席の裁判官、検察官、弁護士からの質問もありますので、これについても適宜御発言いただきますようお願いいたします。最後に裁判員に今後なられる方へのメッセージや感想などを頂戴したいと思います。それでは、裁判員経験者の皆さまが担当された事件について、御紹介ください。

それでは、番号順にお伺いしていきます。

（1番）

私が担当したのは、盗撮と若い女性のアパートに住居侵入して強盗強姦し、干

してある洗濯物を盗んだという事件です。若い女性が強盗強姦されたのがショックで、自分が、もし強盗に遭ったら怖いだろう、その後トラウマになるだろうなと印象に残っています。

(2番)

私が担当したのは、住居侵入、強制わいせつの事件で、その後捕まらず、更に強姦致傷を犯したという事件を担当しました。

(3番)

私が担当した事件は、危険運転致死事件でした。車が宙を飛んで対向車に直接ぶつかった事件で、何故起きたかと思う事件でした。

(司会)

3番の方の事件では、制御できない高速度にあたるかどうかが争われて、また、その認識があったかどうかという点でも争われた事件でした。

(4番)

私が担当させていただいた事件は、覚せい剤取締法違反等の事件です。殺人事件を担当するより、気持ち的に落ち着いてできました。

(司会)

覚せい剤を譲渡した、いわゆる麻薬特例法に問われた事件で、業として行ったかどうか争われた事件でした。

(5番)

私が担当したのは、やくざの親分を殺した殺人事件です。被告人は直接殺人に手を下したわけではなく、犯罪に使用された銃を運んだ事件で、それが殺人ほう助になるのか、共同正犯にあたるのかを決めた事件でした。

(司会)

御紹介いただいたとおり殺人とけん銃の所持の事件で、被告人が組の中でのトラブルで、どこまで関与していたのか、被告人はどこまで知って関与したのかということが問題となりました。弁護人は知らなかったと無罪を主張し、検察官側

は知って、なおかつ自分達の事件として関与したと言えるということで共同正犯にあたると主張されて、結果として共同正犯を認定した事件でした。

(6番)

私の担当したのは、死体遺棄を認めて、傷害致死を否認していた事件でした。弁護側と検察側が相反する意見で、証人がいない状態で事実がどのようになっているかを判断しました。

(7番)

6番の方と同じ事件で、裁判官や裁判員の方と意見を交換し、検察官、弁護士の話を聞いて判断しました。

(司会)

6番と7番の方の事件は、傷害致死と死体遺棄で、被告人が血の繋がりのない交際相手の子供に暴力を振るって死なせた事件で、被告人は、そのようなことはしていないと主張した事件でした。法医学の専門家が証言に立って、この怪我からどういうことが言えるのかということが問題となりました。通訳を要する事件で、証人尋問の時間も相当長いものでした。

(8番)

私が担当した事件は、アパートに放火したが、人は亡くなっていない事件でした。

(司会)

自分も住んでいたアパートの祖母の部屋に火を点けて、その部屋が全焼し、隣の部屋も一部燃える被害が及んだ事件でした。放火について、危険性をどう考えるのか、いきさつや動機をどう考えて、どう位置づけるのかを議論した事件でした。

では、この後、審理の中での感想を順番にお聞きしたいと思います。裁判で行われた手続、例えば、冒頭陳述や書類の朗読、証人尋問、被告人質問、論告、弁論というものがありましたが、手続がどういう位置づけなのかを、裁判官から説

明を受けたかどうか、また、理解できたかを伺いたいと思います。それから、犯罪には成立するための要件や、法律で決まっている刑があります。さらにはそれを減らしてよいという場合の酌量減軽の制度があります。そういったことについて、裁判官から説明を受けたか、また、理解出来たかを教えていただきたいと思います。

(1番)

冒頭手続について、裁判官に黒板にメモを書いてもらい、書類を手元に置いて、それを読みながら、素人にも分かる説明をしてもらったので、よく分かりました。刑についても法律に定められた説明もありました。

(2番)

裁判の進行をまったく知らなかったのですが、全体的な説明と、一つ一つの手続の説明があり分かりやすかったです。

(3番)

裁判がどうやって進むか分からなかったのですが、冒頭陳述は自分達にも分かるような話し方や説明があったので聞き取りやすく、理解しやすいように話が進んで行ったと思います。

(4番)

私は帰化した者で、最初は裁判が分かるかどうか心配でした。普段の生活にはない内容で分かりにくいと思った部分もありましたが、手元に資料がありましたし、ほとんどの部分は常識的で分かりやすかったです。

(司会)

裁判の内容が常識に合致しているということで安心したという御趣旨でしょうか。

(4番)

そうです。

(5番)

冒頭陳述，論告，弁論等の意味も分かりませんでした，それぞれの手続の前にかみ砕いた分かりやすい説明があったので，理解に苦しむことはありませんでした。刑を決める時は不安がありましたが，説明をしていただいて，全体的に迷うことなく意見を言うことができました。

(7番)

検察官が，裁判員を意識してかなり丁寧に説明していた印象を受けました。分かりやすく聞き取りやすかったです。被告人が外国人で，全てに通訳が入ったので，被告人に意味が分かっているのかが気になりました。

(司会)

通訳の関係で，かなり御負担があったということでしょうか。

(7番)

そうですね。

(6番)

手続について丁寧に説明してもらいましたし，事前に送られてくる資料を読めば分かるようになっていました。裁判員になることが決まった後，初日は手続が速く進むので，仕事を休んだり，裁判員になることの不安，生活のリズムが変わることの不安がありました。手続の中で，家族にも守秘義務があるのか，どこまで話をしてもよいのかを早めに教えてくれたのが良かったです。新聞記事に書いてあることは話してもよいと早い段階で教えてもらえたのも良かったです。

(司会)

手続全般を理解するのも支障はなかったでしょうか。

(6番)

はい。

(8番)

手続の流れは，一つ一つの手続が終わるごとに説明してもらったし，分かるように教えてくれたのが良かったと思います。

(司会)

8番の方の事件は、放火罪の要件について説明させていただいたと思いますが、御理解いただく上で支障はありましたか。

(8番)

不明な点は質問することができたので、自分が最初思っていたよりは理解できました。

(司会)

手続全般についてお伺いします。裁判員裁判の事件は刑事事件のなかでも、重い種類の事件になりますので、事件名や罪名から判断するのに抵抗があった方がいるかもしれません。また、検察官や弁護士が法廷で活動されていて、何か気になると思われた方がいるかもしれません。もし、その点で気になった方がいれば御発言いただきたいと思います。

(5番)

罪名を聞いての負担ということでしょうか。

(司会)

5番の方の事件は殺人事件でありますし、事件名については当日お知らせすることになりますので、そういった点での御負担があったかと想像します。選任手続で罪名を聞いて、審理に対応することができたでしょうか。

(5番)

初めて事件名を聞かされた時は、自分が担当するのは「殺人事件か」という気持ちはありました。最終的に刑を決める時に責任を感じましたが、量刑を判断するにあたっての必要な情報を示してもらったので、刑を決める上で迷いませんでした。

(司会)

次に審理の中で、冒頭陳述や論告について発言してもらいたいと思います。冒頭陳述で事件の内容を把握することができたか。争っている事件で何が争点か理

解できたかどうか。冒頭陳述の情報量は適切であったか。論告や弁論の場面で、その後の評議で参考にすることができたかどうか。また、論告で被告人に有利な事情についても充分目配りしていたかどうか。冒頭陳述や論告、弁論の書面やメモをどう活用できたかをお伺いしたいと思います。

(8番)

情報量は多すぎず、少なすぎず、分かりやすかったです。もう少し聞きたいと思ったことが、後から出てきたことがあり、今でも聞いておけばよかったなと思う部分はあります。

(司会)

証人の方のお話ということでしょうか。

(8番)

そうです。

(司会)

検事がした冒頭陳述や論告、弁論については、情報量は適切であったでしょうか。特に違和感のある点はなかったということでしょうか。

(8番)

そうですね。

(7番)

論告については分かりやすかったです。情報量については、1つしか裁判員裁判を経験していないので、適切かどうかは分かりません。最良であったかどうかは分かりかねますが、分かりやすく簡潔であったのは事実です。

(司会)

論告について、法医学の先生の話の内容などから、検察官がいろいろ指摘することがあったと思いますが、分かりやすい内容でしたでしょうか。

(7番)

非常に的を得た話でした。

(司会)

内容として適切であったということでしょうか。

(7番)

そうですね。

(司会)

論告の資料を後で評議で使うことについて参考になったでしょうか。使いにくいということがありましたでしょうか。

(7番)

法医学の意見に幅があったので、自分の中でどうなんだろうと感じました。

(司会)

話し合いを進める上では、資料としては使えたということでしょうか。

(7番)

はい。

(司会)

判断のうえで迷ったということでしょうか。

(7番)

はい、そうです。

(司会)

では、6番の方お願いします。

(6番)

提出していただいた資料は、検察側が多く、弁護側はA4の1枚にまとめられていて、資料の量に差があり驚きました。検察側の資料はカラーでまとめてあったり、専門家の資料も分かりやすかったです。専門用語についての理解度は裁判員の中でも幅が出たので、それを評議の中でどう進めて行くか課題にはなりました。それから、自分自身のメモが後の評議に役に立ちました。検察側と弁護側は口頭で伝えていただくことが多いので、自分自身がメモを取り評議の中で使いま

した。裁判員自身もメモを取ることが非常に大事であると思いました。

(司会)

論告、弁論について、適切にまとめられていたということによろしかったでしょうか。

(6番)

はい。

(5番)

冒頭陳述、論告の情報量に不都合を感じませんでした。資料は文字が多かったですが、表にできるところは表になっていて、文章だけでなく見やすくしてもらった部分もあったので、読むのも大変ではなく適正だったのかなと思いました。

(4番)

裁判員の中で細かくメモを取っていた方がいたので、そういう方がいると、すぐ助かります。私は、その方のメモが随分役に立った印象でした。

(司会)

後で評議の中で振り返る時に、確かに「ああいったことをおっしゃってたよね」ということを4番の方御自身が思い出されたということでしょうか。

(4番)

はい。

(3番)

検察側がベテランであるイメージを受け、弁護人は若くて、はきはきした言い方であったが、少し物足りない印象を受けました。弁護人は、上手い論点を突いていましたが、全体的な流れとして、検察側の主張に引っ張られそうになったところを裁判官や裁判員との会話の中で引き戻してもらいました。

(司会)

弁護人は、弁論では、弁護人の立場から指摘すべき事項を指摘されているように思われたということでしょうか。

(3番)

そうです。

(2番)

担当した事件は、被告人が犯罪自体は争わず認めており、論告がまとめられて分かりやすかったです。ただ細かい量刑には関係しない点で、被告人と弁護側が言うことと、検察側が言うことが最後まで一致しないのが気になりました。

(1番)

論告は、まとめられており、分かりやすかったです。弁護側は、被告人が自分の罪を認めているので、これ以上言うことはないのかなという印象を受けました。被告人の肩を持つわけではありませんが、もう少し、被告人を弁護する言葉が出てよいかないかなという思いがありました。自分自身メモは後の評議で必要になるのではないかと思いメモを取っていました。それを評議の参考にしました。

(司会)

論告とか冒頭陳述というのは、当事者の方が努力されているところかと思いません。今日は検察官と弁護士が来ておりますが、何か御発言いただくことがあればお願いします。

(検察官)

冒頭陳述や論告のメモを作成する際は、分かりやすさのために、情報は多い方が分かりやすいのか、それとも箇条書きで一覧性がある方が分かりやすいのか、悩んでいます。いっぱい書いた方が分かりやすいのではないかと思いつつも、少ない方が最終的には全体を理解していただけるのではないかと悩んでおり、情報量が適切だという意見の方が多かったと思いましたが、もっと書いてあった方がよかったのか、少ない方がよかったのかを、今まで出た意見以上にあれば教えていただきたい。

(司会)

御意見のある方いらっしゃいますか。

(6番)

冒頭陳述は初めて聞く事件であり、そこからスタートするので、裁判員としては最初はシンプルな方が良いと思います。最終弁論、論告は、全部の流れを聞いているので必要に応じて詳細でもよいと思います。

(司会)

現実の冒頭陳述で不自由はなかったですか。

(6番)

不自由はなかったです。

(司会)

絞り込んでもらい、それがよかったと思うという御意見ですね。

(6番)

そうです。

(弁護士)

先ほど、論告、弁論の資料に関して検察官と弁護士で差があったという意見がありました。6番の方の担当が傷害致死、死体遺棄の事件で、弁論と論告で資料の量が違って、カラーであるとか、A4で1枚であったとか御意見がありました。他の方で量が違う等があれば教えてもらいたいです。また、量が違うことについて、どういう御意見を持たれたかをお伺いしたいです。

(司会)

何か御意見のある方はいらっしゃいますか。裁判官からは、裁判で立証しなければならない責任を負っているのは検察官であるとお伝えしています。弁護人は、例えば、事実関係が間違いないとしたら、こういう見方から、こういうことも可能ではないかと指摘されることもあるし、争っている事件であれば、こういう可能性や疑いがある、合理的な疑いという言い方もありますが、そういう可能性が残ると言われることもあると、説明しています。形式的に量が違ったり、体裁が違ったりすることだけで、何かあるということはないと思いますが、実際にお考えになる

中で、分かりやすさとか、差があって不自由したところがあればお伺いしたいのですが、御意見ありませんか。

御意見が無いようですね。では、次に証拠調べについて伺います。多くの場合に、書類の朗読があったと思います。その後、証人から話を聞いたり、被告人から話を聞く手続があったと思います。その書類の朗読について、内容を理解できたかどうか。理解できなかった場合に、どう対応したか。また、書類の量が多すぎたり、少なすぎたりしたことはなかったかを伺いたいと思います。

(8番)

証拠調べで自分が感じたのは、証拠がないと、被告人が言ったことが、そのまま通っていくということです。証拠がないから、それ以上聞けないと感じました。

(司会)

担当された事件が放火だったと思いますが、火をつけたことは証拠が固いけれど、いきさつは被告人の話しかないので、それをどのように考えたらよいかというところが迷われたところですね。案外証拠がないところがあると認識されたということでしょうか。

(8番)

そうです。

(司会)

朗読された書類自体には、問題は感じられなかったでしょうか。

(8番)

感じられませんでした。

(6番)

証拠の部分では足りないと思った部分もありました。見つかった証拠は出ていましたが、見つからなかったものについては、何を探して見つからなかったのかは想像するしかありませんでした。何かを破棄したと言った時に、それが見つからなかったのか、見つかったのか、結局どうなったんだろうと、もやもやした感

じがしました。経過として、どうなったのかを教えてください、もっと理解しやすかったのではないかと思います。やはり、証拠が多く、スライドを見るのがすごく長く感じました。裁判の中の証拠が多すぎ、自分の担当した事件は通訳を要したので、余計そう感じた部分があると思います。説明しなくてはいけない部分はありますが、絞ってもよい部分もあるのではないかと思います。

(司会)

証拠が多く感じられたということですね。

(7番)

立証するにあたって、状況証拠はそうだと思いますが、決定打が弱かったので、量よりも質ではないかと思いました。

(司会)

6番及び7番の方のケースは、家の中の出来事で、具体的に被告人が何をしたのか、何をしなかったのかに関する直接的な証拠、例えば防犯ビデオなどといったものがないため、残った怪我や部屋の状況等で判断していくしかないということだったと思います。そのため、間接事実が多く感じられたということだと思います。

(5番)

私が担当した事件は、かなり前の事件で、首謀者が亡くなっており、証拠が文書になっている部分があり、それを1時間くらい朗読して聞かせてもらったので、情報や、証拠は多かったと思います。その1時間の読み聞かせは検察官の声が聞き取りやすく、当時のストーリーが頭に思い描かれるようで、情報量は多かったが良かったと思います。

どうしても人の話が証拠になる部分があり、証人が多かったが、事件として仕方がなかったと思います。証人それぞれに対する質問が考えられていると感じられたし、罪を判断するための証人を連れてきてもらったので、多かったけど、丁度良かったと思います。

(司会)

5番の方の事件は、被告人の一番関係が深い共犯者がいて、普通は、その方を証人尋問することになると思われるのですが、その人がすでに死亡しているため、刑事訴訟法の規定に基づいて、亡くなる前に作られた検察官の調書が証拠になった事件で、長時間の朗読があった事件でした。

(4番)

私が担当したのは覚せい剤の事件でしたが、証拠として車の中から覚せい剤が発見された状況や、覚せい剤自体を調べたので、証拠は十分であったと思います。

(3番)

担当した事件は危険運転致死で、摩擦係数や限界旋回速度といった話が出てきましたが、自分も他の裁判員の方が出された意見も、適量の証拠や、提出していただいた証拠調べの内容によって判断されたと感じています。

(司会)

提出された証拠に基づき、適切に意見が言えたということでしょうか。

(2番)

事件の性質上、証拠が多かったのか、少なかったのかは正直に言って分かりません。あれくらいであったのかなと思います。証人も一人で、そういったものかなと思います。

(司会)

それぞれ1件しか御担当されていないので、他と比べると無理だと思いますが、これは必要ない情報が入ってくるなとか、肝心の話が入っていない、足りないところはなかったでしょうか。

(2番)

そんなことはなかったです。アパートの位置とか見取り図とかを示していただいたし、強姦等の事件の証拠がどのようなものか分かりませんし、こういうものかと思いました。

(司会)

1 番の方の事件でも同じかと思いますが、被害者の方の供述調書が一部朗読されたのが多かったと思います。2 番の方は、特段分かりにくいとか、そういったことはありませんでしたでしょうか。

(2 番)

分かりにくいことはありませんでした。

(1 番)

証拠調べが長いとか、多いとか少ないは分かりませんが、事件の流れがよく分かったので、適当な量であったのかなと思いました。

(司会)

1 番の方の事件は、強盗強姦の事件があり、その後に、被告人が心配している親御さんにお金を要求した事件もあって、また、被害者の方が目隠しをされていたということもありまして、何をされたかというところが、直接目撃したわけではなく、触った感覚でということでは分からず、被害者の話もある程度の長さを聞かなければならない事件でした。書類の朗読が長くなり過ぎないか裁判所も心配していたところですが、1 番の方のお話を伺ってますと事件の中身を把握するには適当な量であったということですね。

先ほど、朗読しながらメモを取ったという方もいますが、メモを取ったとか、取らなかったとか、不自由した点があればお伺いしたいと思います。また、被害者が怪我をしたり、亡くなったりした事件で、被害者の怪我の状況を把握する必要があったかどうかと、写真があった場合に確認したかどうかをお伺いしたいと思います。御記憶や御感想があった場合をお願いします。

(6 番)

被害者が怪我をした状況を理解できなかった部分がありました。具体的に言うと、損傷の説明で、それがどういった状況で起こりうるかを教えてもらいましたが、実際にはどういった具合なのかは裁判員同士でも理解度に差が出ました。裁

判員から、写真を見ても問題ないと同意さえもらえれば、見せてもよいのではないかと思いました。直接的な証拠等が見られないため、理解度に差が出たのかなという印象です。

それと私はメモを取りました。通訳を介した裁判であったので、メモが取りやすかったのは担当した事件の特殊性かなと思います。

(5番)

私が担当した事件では、被告人が殺人に使用した銃を運んだ際に、犯罪に使用されることを知っていたかどうかポイントになっていました。被告人が殺人に関する話合いに参加していたかどうかについて、被告人が話合いに参加していたという証人もいれば、参加していなかったという証人もおり、被告人本人は参加していなかったと証言して、10年以上も前の事件であったため、確かなことが分からないのは仕方がないのかもしれませんが、裁判員としては決め手になるものがあつた方がありがたかったです。

(司会)

共同正犯で、実際の犯罪行為そのものを行っているわけではないということで、事件に至るまでに、どういった合意があつたのかが難しいというところで、実際の話合いの状況も証人の記憶が薄れているところもあつて、肝心の首謀者は亡くなっているので難しかったところだと思います。当事者の決め手があるのに出していないということだけでなく、決め手がないケースで御苦労されたという御感想ですね。

次に、証人尋問や被告人質問について伺います。質問自体に分かりにくいところはなかったか。質問の仕方に問題がなかったか。必要のない質問や趣旨が分からない質問はなかったかを教えていただきたいと思います。

(5番)

質問について、検察官も弁護士も冷静で特に問題はありませんでした。裁判員としても聞きたいと思った質問もあり、無駄なものもありませんでした。

(6番)

質問の意図が分からないと感じたことがありました。弁護人から医師への質問で、医師も首を傾げて分からないと思われているように見受けられました。それを聞いてどうするのだろうと思いました。検察官側が、感情的になると少し早口になる部分がありましたが、質問内容は的を得ていると思いました。

(司会)

6番の方の事件では、法医学の専門家がいたと思いますが、用語を含めてお話は理解できましたでしょうか。

(6番)

全ては理解できなかったです。ある程度は理解できましたが、理化学的な状況、こういった状況で、身体が状況が発生するのは、文章や、漫画絵だけでは理解できなかった部分があります。

(司会)

評議の中で話し合いながら、確認して行ったということでしょうか。

(6番)

そうですね。分からないところは資料を見直して再確認したり、評議で裁判官から説明を受けました。

(7番)

検察側は分かりやすかったのですが、弁護側が要領を得ない質問に感じました。専門医師の用語も分からなかったもので、図書館へ行って調べたりネットで見たりしましたが専門的過ぎて分かりませんでした。専門的なことに対して、かみ砕いて分かるようになっていたら良かったと感じました。

(司会)

その辺りが工夫の余地があったのではないかと思われたということですね。

(8番)

担当したのは放火の事件でしたが、弁護人が被告人の生き立ちを長く話して、

生い立ちが悪かったからとか、不遇な環境から火を点けたという点について、どう考えたらよいのか裁判員の中でも迷ったところでした。あと、インターネットで自分の担当する事件を調べました。裁判長からは、法廷で見たり、聞いたことだけが証拠となると説明されましたが、報道されていることを知りたいと思いました。

(司会)

生い立ち等の放火から遠いいきさつが、果たして犯行に繋がるのか疑問に感じられたところと、報道があると気になったということですね。

(1番)

検察官が読み上げた内容は長かったですが、それは必要なことを説明されたので分かりやすかったと思う。被告人が自分の罪を認めているという印象を受けたので、弁護人が読み上げた内容も適当であったと感じました。

(2番)

検察官も弁護士も淡々と述べていたという印象で、それに対して感想は特にありません。

(3番)

内容が絞られていたこともあると思いますが、検察側も弁護側も尋問や質問が少なかったように感じました。内容が分かりやすく、分かりにくいことはありませんでした。

(司会)

3番の方は危険運転致死の事件で、科学捜査研究所の技官が来ましたが、車が回れる半径の考え方を説明されたかと思いますが、その説明は十分理解できましたでしょうか。

(3番)

技官の説明や検察官の補足説明は理解できました。弁護側は、カーブの直前で、他の車がどれくらいのスピードが出ていたかを調査していましたが、120キロ

以上のスピードを出している車は200台に1台くらいしかいなかったのに、その速度で通常のドライバーはわずかなミスで事故を発生するとは考えない、安全性の限界を超えていないなどという主張をされたことが疑問に思いました。

(司会)

弁護側の主張内容が疑問に思われたということでしょうか。

(4番)

私が担当した事件は、わりと単純で、質問も分かりやすかったので、分かりにくいということはありませんでした。

(司会)

では、最後に評議について伺います。みなさんが担当された事件は有罪であったので、刑を決めるプロセスがあったと思います。検察官から「求刑」というものがありましたが、これをどのように考えたか。同種の事件の量刑分布を御覧になったと思いますが、その中で本件が重い部類か軽い部類かを、どのように判断したのか。それについて、検察官から意見が欲しかったかどうかを皆さまから伺いたいと思います。

(5番)

担当した事件が起こったのがかなり前だったので、罪の重さが当時と今と違うということで量刑データは見せてもらわなかったと思います。すでに、五、六人の共謀者の刑が決まっていて、その共謀者の刑を見せてもらって決めたので参考になりました。見せてもらった刑を参考にして、色々な意見が出ましたが、検察官の求刑は参考に見せてもらった中では重い方でした。

(司会)

検察官の求刑が、参考に見た刑と比べた場合、一番重くなってしまうので、それがどうなんだろうかと考えられたという御趣旨でしょうか。

(5番)

そうです。

(6番)

検察側の求刑を考慮し、裁判官から量刑グラフの説明を受けて、重たい事例なのかどうなのかを参考に聞いて、それを基本に判断しました。資料は読み上げてもらい、自分達が資料を見ることができない状況で、全部を読み上げてもらっていないので、希望としては過去の量刑を見たかったなと思いました。あと、個人的に、もっと時間をもらいたかったなと思いました。

(司会)

今のお話は、同種事例の中で、その事例の一部の紹介が裁判官からあったけれども、やや検討に難しい点があったということでしょうか。

(6番)

もちろん、十分紹介していただいたんですけど、軽い事例、重たい事例を中心に教えていただくので、全体的なものは自分自身に理解できていないと思いました。

(7番)

量刑について、過去の判例を考慮して検討する形を取って、いろいろ説明してくれましたが、そんなに長い間説明をしていただかなかったので、もうちょっと時間を取って、重い部類から軽い部類まで詳細に説明していただければ、より自分の判断に自信が持てたのかなと思いました。

(8番)

過去の判例があると決めやすいとは思いますが、最初に見せられて、判例と違う意見だった場合、一番判例の多い部分の話をしないと、場違いなことを言っているのではないかと思いました。見せてもらう前に、自分の意見があったのかもしれませんが、見せられてから意見を聞かれた覚えがあるので、それだと見せられた判例の意見になってしまうのではないかと思います。

(司会)

量刑の分布をどの段階で見ていただくのかというのは、いろいろやり方がある

のですが、8番の方の事件では、量刑を決める比較的早い段階で示され、それに関して、自分の率直な、第一感的な意見が、上手く示せないのではないかという懸念を感じたということでしょうか。

(1番)

裁判員で意見交換して、裁判官から色々なアドバイスをもらって、量刑の中で刑が決まりました。被害にあった女性の一生を考えたら、量刑を決めた時は、納得できないなと思いました。

(司会)

裁判では刑を決めるということではしか関与できないのは、難しい役目であるとともに、それで全てが解決するわけではないところもあって、悩ましい思いもあるということでもよろしいでしょうか。刑を決めるというプロセス自体は、御理解いただけたということですか。

(1番)

そうですね。

(2番)

検察官の求刑は参考にしますし、過去の判例を占める量刑グラフも大いに参考になりました。裁判員として、被告人が反省しているところも汲みたいのですが、被害者の心情も考えたりしました。

(司会)

今のお話は、被害者の心情と、被告人側の事情を汲むというところを両方裁判で考えなければならないところに、御苦勞があったということでしょうか。

(3番)

事件にもよると思うのですが、交通事故で被害者が亡くなったという事件では、量刑グラフが非常に役立ちました。裁判所から示された量刑の数が、あまり多すぎると迷ってしまうような気がします。

(4番)

量刑を決めるのに戸惑う点が1つありました。覚せい剤販売の量刑のポイント
は、被告人が業務として行っていたのか、小遣い稼ぎとして行っていたのかとい
うことで、それを売上高で判断するのか、回数で判断するのが難しかったです。
(司会)

売上額や回数をどう考慮するかという点に悩まれたということでしょうか。こ
の関係では検察官の求刑は検討の参考になったでしょうか。

(4番)

そうですね。参考になりました。

(司会)

今日御出席の検察官や弁護士、裁判官から御質問があればお願いします。

(検察官)

質問はありませんが、検察官としては、普段から裁判員、裁判官に理解しても
らえるように心がけていますが、裁判員の方々がどのように感じているかという
ことが、その場では分からないので、今日は貴重な意見を聞かせていただいてあ
りがとうございました。

(弁護士)

量刑グラフの御意見で色々ありましたが、ありがたいとか、判断するのに助か
るという御意見の他に、8番の方の御意見のようにマイナス的なイメージを持た
れた方がいらっしゃれば、どのような思いを持たれたかを教えていただきたいと
思います。

(8番)

量刑グラフがないと、どこに向かっていけばよいか分からないので絶対ないと
困るけど、見せる段階だと思います。自分達が先に思いを伝える前に、見せても
らったのかなと思います。量刑グラフに沿った発言をすれば、自分は間違っ
てないといった感じがあったような気がします。

(司会)

8番の方の御意見も、分布を見る必要はあるというのが前提だと理解しました。それをどのタイミングで見てもらうかは、裁判所としても非常に悩ましいところと考えています。個人的な考えですが、分布とはかなり違う御意見が出されてから、実は分布はこうなってますという形で出すのは、前提を説明しないままに御意見を伺うことになって、かえって失礼に思えるようなところもあり、むしろルールとして、分布を前提に議論するんですというところをお伝えした方が良いでしょうに思っています。もっとも、先ほども申し上げましたとおり、色々な考え方がありますし、裁判員裁判もまだ10年しか経っていないところで、色々な考え方があるということは、この機会に御理解いただければありがたいと思います。また、今のような御指摘も踏まえまして、よりよい進行ができるように常に裁判官として努力していきたいと思えます。ありがとうございました。

では、最後に、今後裁判員になられる方へのメッセージを一言ずつで結構ですのでお願いいたします。

(1番)

最初は自分にもできるかなと不安な気持ちでしたけど、学ぶことは多かったです、どこへでも出て行って勉強するのは大事だと思いましたので、身近な人達には、是非参加させてもらいなさいと伝えました。

(2番)

実際にすごく良い経験になりました。私は補充裁判員でしたが、審理にも評議にも参加させてもらいました。評決には参加できませんでしたし、判決の言い渡しの時には、傍聴席からの参加となりましたが、裁判を客観的に見られて、それも良い経験になりました。自分の身近な人には、是非参加した方が良いでしょうと話しました。

(3番)

良い経験をさせていただきました。今まで60数年生きてきた中でこういう経験はありませんでした。これからは出来ないと思えました。周りにも参加するよ

う話しております。裁判によっては、長く拘束されることもあると思いますが、自分がまた参加する機会があれば、参加したいと思います。

(4番)

民主主義の国は素晴らしいと思いました。機会があれば、自分の母国にも宣伝したいと思いました。

(5番)

裁判員に参加して勉強になりましたし、周りにも勧めています。今まで刑事事件はニュースの中の世界と思っていましたが、事件が身近にあるという危険性も感じましたし、これからニュースを見た時に、裁判員裁判で使われていた表現を聞くと裁判の場面が浮かぶのは、実際に体験したから感じ取れるんだろうと思います。視点が一つ大きく変わる経験なので、参加した方がよいと思います。

(6番)

社会人として、色々な職種の方と話せる良い機会でした。テレビで見ている裁判官は難しそうな顔をしています。裁判所に勤務されている方や、裁判官がすごく気を遣って案内等をしてくれて、裁判員が理解できるように、すごく努力されているのが感じられました。面倒だとか、怖いとかいうことはなかったので、私は裁判員制度に参加して良かったと思っています。チャンスさえあれば、是非参加してほしいと思います。

(7番)

日常生活で裁判に関わる経験がなかったので、参加してよかったと思っています。裁判所の方は、裁判員裁判のことも考えていて、手厚く、お客様をもてなすように迎えていただいたと思います。神経質な人は、考えすぎて辛い思いをするかもしれないので、覚悟は持っておいた方がよいと思います。

(8番)

私も、裁判官は気難しいイメージでしたが、全然そんなことはなく、裁判官のイメージが良くなりました。私は30代ですが、若い世代に、いろんな方と意見

交換できる良いチャンスなので、是非、参加した方が良いと伝えていこうかなと思います。

(司会)

ありがとうございました。お忙しいところ、裁判所までお越しいただいた上、活発な御意見、御感想を頂戴しまして、誠にありがとうございました。